

別添4 白糠町建設工事共同企業体要綱

第1 建設工事共同企業体の基準

建設工事（設計等の委託業務も含む。以下同じ。）の発注にあたっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合には、次の要綱による。

1 特定企業体の基準

（1）活用の対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模かつ技術的難度の高い工事を施工するに際し、技術力等を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事等で、建設工事等業者指名委員会において決定する。

特定企業体は、共同企業体を競争入札の参加要件として定めたことにより結成される場合のほか、工事情報の公開内容に基づき、その情報の内の特定の工事を目処に結成される場合がある。

（2）予備指名の取りやめ

特定企業体の円滑な運営を確保するため、構成員となる企業の自由な意思に基づく結成をさせる必要があることから、予備指名は行わないこととする。

なお、グループ別に構成させる必要が生じた場合は、各グループごとに一定の条件を提示し、その条件を満たす企業による共同企業体の自主的な結成を求めることとする。

（3）共同企業体と単体企業との混合指名における取扱い

特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難度の高い特殊な工事とする。それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と共同企業体の混合による入札ができるものとする。

(4) 特定企業体の構成員数

原則として「2ないしは3社」とする。

(5) 特定企業体の構成員の組合せ

最上位等級に格付けされている者の組合せ又は最上位等級及び第二位等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う特定企業体を活用することを原則とする。

2 経常企業体の基準

(1) 経常企業体の活用対象

経常企業体を発注するにあたって活用する場合は、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された経常企業体を対象とすることを原則とする。

(2) 中小建設業者の発注機会確保のための活用

中小建設業者の発注機会の確保のために、前記の目的で結成された経常企業体を活用することは有用であり、このための建設工事等競争入札参加資格申請の随時受付等の特例措置を講ずるものとする。

(3) 経常企業体の構成員数

原則として「2ないし3社」とする。

(4) 経常企業体の構成員の組合せ

同級に格付けされている者もしくは直近等級に格付けされている者との組合せとし、この基本に沿う経常企業体を活用することを原則とする。

第2 建設工事共同企業体の取扱い

1 共同企業体の資格要件等

(1) 構成員の資格要件

共同企業体の構成員は、白糠町財務会計規則（昭和 58 年白糠町規則第 15 号）第 121 条第 2 項の規定により名簿に登録された者であること並びに発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が 4 年以上あることを要件とする。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから 4 年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

（２）出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の 10 分の 6 以上であるものとする。

（３）資格審査

① 特定企業体

特定企業体の資格審査は、町長が申請書を受理し建設工事等業者資格審査会において適格事項を審査し、名簿に登録するものとする。

なお、この場合の競争入札への参加申込みは、資格審査申請によりあったものとみなす。

② 経常企業体

経常企業体の資格審査は、町長が申請書を受理し建設工事等業者資格審査会において適格事項を審査し、名簿に登録するものとする。

なお、この場合の競争入札への参加申込みは、単体企業に準じた取扱いとする。

（４）資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

- ① 競争入札参加資格審査申請書 別記様式第 1 号、第 2 号
- ② 共同企業体協定書 別記様式第 3 号、第 4 号

2 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。

特定工事の契約の相手方とならなかった特定企業体の存続期間は、当該工事の契約が締結された日までとする。

3 経常企業体の解散

経常企業体の資格の有効期限内にその企業体が解散した場合は、町長に解散届を提出させるものとする。

4 共同企業体との契約

- (1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。
- (2) 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）及び付属協定書を添付するものとする。
- (3) 建設工事請負契約書中第1条を別紙のとおり改めて使用するものとする。
- (4) 契約締結後共同企業体編成表を提出させるものとする。

第3 雑則

- 1 この要綱は、平成9年2月20日から実施する。
- 2 この要綱の実施に関し必要な事項、又は特別の事由が生じたときは町長が別に定めるものとする。
- 3 昭和58年4月11日設定の共同企業体実施要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別紙

(総則)

第1条 ○○建設株式会社外○社（以下「乙」という。）は、頭書の工事請負契約に関し、別紙○○共同企業体協定書によりこの契約書並びに別冊の図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）に従い、共同連帯して誠実にこれを履行しなければならない。

2 この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等この契約の目的物（以下「工事目的物」という。）を完成するために必要な手段については、発注者（以下「甲」という。）と乙が協議して定めるものとする。

3 甲は、この契約に基づく行為については、すべて代表者○○を相手方とし、乙は、この契約に基づく行為については、すべて○○共同企業体代表者の名義により行うものとする。